

2019年6月11日

2019年度 LEC税理士講座
相続税法受講生の皆様へ

LEC東京リーガルマインド
税理士事業本部

直前理論テキスト3 訂正のお知らせ

表題の教材につきまして、下記のとおり訂正がございますので、ご連絡差し上げます。受講生の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

| 頁 | 訂正箇所 | 誤 | 正 |
|----|-------------------|--------------------------------------|---|
| 62 | 法32の各号の事由（省略版） 三号 | 遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金額の額が確定した場合 | <u>遺留分減殺請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定した場合</u> |
| 同上 | 法32の各号の事由（省略版） 七号 | ～生じた、または特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合 | <u>～生じた場合</u> |
| 同上 | 下の表の(3)の箇所 | 遺留分侵害額請求による支払い額の確定 | <u>遺留分減殺請求に基づく返還すべき、又は弁償すべき額の確定</u> |

東京リーガルマインド 税理士事業本部

お問合せ：LECコールセンター ナビダイヤル 0570 - 064 - 464

（月～金9:30～20:00 / 土・祝10:00～19:00 / 日10:00～18:00）

※ナビダイヤルは、通話料はお客様のご負担となります。 ※PHS・IP電話からはご利用できません。